

新たな料金設定

(1) 料金体系について

ア 口径別料金体系と用途別料金体系

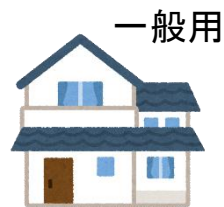
『口径別料金体系』



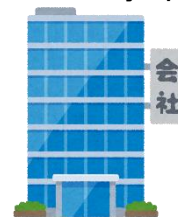
- ・メーター口径ごとに料金差あり。
- ・理論性・公平性に優れている。

※山口市は現在基本料金に対して、口径別料金体系を採用しています。

『用途別料金体系』



事業用



- ・水道の使用目的(用途)ごとに料金差あり。
- ・水道の公共性を重視した政策的側面が強い。

※近年は理論性・公平性の面から、採用する自治体は減少傾向です。

料金体系としては、山口市は現在、『口径別料金体系』を採用しています。『用途別料金体系』については近年減少傾向であり、今後についても、同料金体系を維持していく予定であります。

(2) 料金体系について (改訂前)

イ 基本料金と従量料金

『基本料金』

水道利用者が水の使用に関わりなく課される料金です。山口市では口径ごとに応じて、基本料金が設定されています。

『従量(超過)料金』

水道利用者の使用水量に応じて、水量と水量当たりの価格により算定し課される料金です。山口市は、1m³当たり120円の従量(超過)料金を設定しています。

◎水道料金

(消費税を含まず)

メーター口径	基本料金(1ヶ月) 10m ³ まで	超過料金 1m ³ につき
φ13	1,000円	120円
φ20	1,550円	
φ25	2,030円	
φ30	2,280円	
φ40	4,100円	
φ50	5,990円	
φ75	12,620円	

※13mmメーターで1ヶ月30m³使用した場合の水道料金(計算例)

- ・基本料金(基本水量10m³まで) 1,000円 ㊦
- ・超過料金(1ヶ月使用水量30m³－基本水量10m³)×120円＝2,400円 ㊧
- ・(㊦＋㊧)×1.1(消費税) = (当月請求額)3,740円

参考: 窓口配布用料金表

(3) 改定後の水道料金表

現行の料金表と料金改定後の新たな料金表は次のとおりです。

《現行料金表》 (税抜)

口径	基本料金
φ13	1,000円
φ20	1,550円
φ25	2,030円
φ30	2,280円
φ40	4,100円
φ50	5,990円
φ75	12,620円
超過料金	120円/m ³

改定
約30%

《新料金表》 (税抜)

口径	基本料金
φ13	1,300円
φ20	2,010円
φ25	2,630円
φ30	2,960円
φ40	5,330円
φ50	7,780円
φ75	16,400円
超過料金	156円/m ³

(4) 改定後の料金比較

使用量ごとの水道料金の変化



メーター口径 **φ13**
(市内全体で1番使用量が多い)

1か月に **10m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)
1,000円



改定後(一般用)
1,300円

+300円



メーター口径 **φ20**

1か月に **10m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)
1,550円



改定後(一般用)
2,010円

+460円

(4) 改定後の料金比較

使用量ごとの水道料金の変化



メーター口径 **φ13**
(市内全体で1番使用量が多い)

1か月に **20m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)
2,200円



改定後(一般用)
2,860円

+660円



メーター口径 **φ20**

1か月に **20m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)
2,750円



改定後(一般用)
3,570円

+820円

(4) 改定後の料金比較

使用量ごとの水道料金の変化



メーター口径 **φ13**
(市内全体で1番使用量が多い)

1か月に **30m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)
3,400円



改定後(一般用)
4,420円

+1,020円



メーター口径 **φ20**

1か月に **30m³** ご使用

1か月当たりの水道料金(税抜)

改定前(一般用)
3,950円



改定後(一般用)
5,130円

+1,180円

(5) 新料金の適用時期

3 / 1 料金改定

	1月	2月	3月	令和6年4月	5月	6月	7月
継続 使用	○ 検針月 (旧料金)	← 2～3月使用分 →		○ 検針月 (旧料金)	← 4～5月使用分 →		○ 検針月 (新料金)
					○ 検針月 (新料金)	← 6～7月使用分 →	
							○ 検針月 (新料金)
新規 使用				→ 4/1以降の契約 →新料金			

- ・ 令和6年3月31日以前から継続している場合は5月検針分から適用します。
- ・ 下水使用料に変更はありません。

W

(6) その他

下水道の料金改定はありません。



W